

＜目標策定指針（東京都地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針）＞

知事が策定。本指針に基づき、都が各法人の中期目標を策定。

＜評価指針（東京都地方独立行政法人の評価に関する指針）＞

知事が策定。本指針に基づき、都が各法人の業務実績に関する評価基準を策定（下図）。

※ 公立大学法人については、法の特例により、評価主体が評価委員会であるため、  
評価委員会（公立大学分科会）が評価基準を決定。

平成30年4月1日施行

